

幼稚園、小・中学校、高等学校等※¹の先生方へ

特別支援教育の専門家による 巡回相談を活用しませんか

発達障がいを含む障がいのある子どもへの指導・支援について、先生方が悩んでいること、困っていることはありませんか。例えば、学習上のつまずきや学級での人間関係のこと、個別の教育支援計画等の作成・活用に関することなど。

子どものよりよい成長のためには、一人一人の特性を理解し、適切に支援していくことが必要です。愛媛県教育委員会では、こうした学校や先生方の取組をフォローアップしていくために、特別支援教育の専門家による巡回相談を実施しています。

特別支援教育巡回相談の概要

巡回相談の対象

- ・ 通常の学級に在籍する発達障がいやその疑いがあると思われる幼児児童生徒
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒
- ・ その他、特別な教育的支援が必要と思われる幼児児童生徒

巡回相談の内容

巡回相談員

医師、学識経験者、福祉・医療関係者、
関係教育機関、学校関係者※²

- 対象となる幼児児童生徒に係る指導内容・方法に関する助言
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画作成・活用への助言
- 校内における支援体制づくりへの助言 など

合理的配慮協力員

医師、学識経験者

- 発達障がいを含む障がいのある幼児等に係る合理的配慮の内容に関する助言
- 本人・保護者との適切な合意形成を図るための助言 など

- ・ 学校からの依頼に応じて、県教育委員会が派遣する相談員を選定します。
- ・ 巡回相談を受けた後、さらに障がいの有無の判断、当該幼児児童生徒の望ましい教育的対応等の検討及び教育支援体制の整備等に関して、指導・助言を得たい場合は、専門家チーム（医師、学識経験者、福祉・医療関係者、関係教育機関）を活用することができます。詳しくは愛媛県教育委員会特別支援教育課まで御連絡ください。

【お申込み・お問い合わせ先】

愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2965 FAX 089-912-2964

E-mail tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp

申込書は、本課のホームページからダウンロードできます。

愛媛県教育委員会特別支援教育課

検索

お気軽に御相談ください！



※¹ 巡回相談の対象には、幼保連携型認定こども園、中等教育学校、特別支援学校を含みます。

なお、特別支援学校は、合理的配慮協力員のための活用となります。

※² 学校関係者は、愛媛大学大学院特別支援教育コーディネーター専修修了者です。